

令和7年度 香取市奨学資金貸付制度のお知らせ

香取市では、大学や専修学校（専門課程）に進学が決定、または在学中で、経済的な理由により修学の困難な方に、奨学資金の貸し付けを行います。

1 貸付対象者（以下のすべての条件を満たす者）

- （1）学校教育法で規定する大学、専修学校（専門課程）に修学する者
- （2）香取市内に住所を有する者の子で、家庭の事情等により学費の支払いが困難と認められる者（所得制限あり）
- （3）心身ともに健全で、学業に優れ、かつ大学等の修学期間を終了見込のある者
- （4）校長または出身学校長が奨学生として適当と認め推薦した者

※香取市奨学資金は、その他の奨学金制度と併せてご利用いただけます。

2 貸付金額 毎月 30,000 円以内 年間 360,000 円以内

※審査を経て貸付決定通知後、年間分一括で5月末日に口座振込をします。

3 貸付条件

- （1）貸付期間 奨学生採用決定月から正規の修学期間（留年しても正規の修学期間のみ）
- （2）貸付利息 免除
- （3）返済方法 貸付終了の6ヶ月後以降から返済開始（貸付期間の3倍の期間内に返済）

4 必要書類（★印は指定様式あり、書類は香取市役所本庁5階教育総務課及び市ホームページで配布）

- （1）奨学生採用願書（★第1号様式）
- （2）奨学生推薦書（★第2号様式） 卒業予定の高等学校に依頼
- （3）家族家計状況調書（★第3号様式）
- （4）申請者の属する世帯全員の住民票の写し 1通
- （5）令和6年の収入・所得を証明する書類の写し（世帯で収入がある者全員分）
 - ・給与収入の方…令和6年分源泉徴収票の写し
 - ・自営業等の方…令和6年分確定申告書（1表・2表）の写し
または令和7年度市民税申告書（表・裏面）の写し
（収支内訳書、青色申告決算書等必要経費のわかる書類の写しも必要）
- （6）合格通知書（写し）または在学証明書

5 申請期間 令和7年3月17日（月）～令和7年4月15日（火）

6 結果通知 香取市奨学資金審査会に諮り決定し、5月上旬に採用の可否を通知します。

お問い合わせ： 香取市教育委員会 教育総務課 TEL0478-50-1220

令和7年度香取市奨学資金貸付制度についてのご案内

香取市では大学生・専門学生等を対象に奨学資金貸付制度を実施しており、内容は別紙のとおりとなっております。ぜひ、活用をご検討ください。

【留意事項】

- 進学される学校が、学校教育法で規定する大学・専修学校（専門課程）にあたるか、最初にご確認ください。分からない場合は、必要書類を揃える前に担当課までご連絡ください。料理スクールや一部の看護学校など、規定から外れる学校があります。
- 「奨学生推薦書」は出身校に作成を依頼してください。推薦書の封を開封した場合は無効です。
- 審査では、ご家庭の収入状況を確認いたします。ご家族の構成により基準額を設けますが、これを上回った場合は、採用できませんので、ご注意ください。
- 奨学資金の貸付年額は、360,000円が上限です。後の返済に無理のないよう希望額を設定してください。（他の奨学金も借りている場合、返済期間が重複し、返済に無理が生じますので、十分ご検討ください）
- 審査を経て、貸付が決定した場合、奨学金の振り込みは、5月の末日となります。入学金の納入に間に合わせることはできませんので、ご注意ください。
- 様式は教育総務課に用意してありますが、香取市ホームページからもダウンロードできます（PDF、ワード形式）。
- ご不明の点は香取市役所本庁5階教育総務課へお尋ねください。なお、小見川・山田・栗源支所には、奨学資金貸付制度の窓口となる組織がございませんので、ご容赦ください。

担 当

〒287-8501 香取市佐原口2127
香取市教育委員会 教育総務課
教育総務班 奨学資金担当
電 話 0478-50-1220
FAX 0478-54-5550
E-mail ky-somu@city.katori.lg.jp